



東京23区の 清掃工場の 現状と課題

東京清掃労働組合 西村 好勝

東京清掃労働組合

副中央執行委員長

西村 好勝

1971/02/06 54歳

出身地：東京都

入庁：1995年

所属：多摩川清掃工場

(世田谷清掃工場・豊島清掃工場)

清掃工場の現状と課題

1. 廃棄物の歴史と将来の動向
2. 清掃工場の現状と課題
3. 一部事務組合について
4. 災害事故ゼロの取り組み



廃棄物に関わる法制度の歴史

年代	主な課題	法律の制定		
1800年代後半 ～1900年代前半	<ul style="list-style-type: none"> ・伝染病(コレラ・ペスト)流行への対策 ・公衆衛生の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚物掃除法(1900年) 	公衆衛生の向上	
戦後～1950年代	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃法(1954) 		
1960年代後半 ～1970年代	<ul style="list-style-type: none"> ・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境施設整備緊急措置法(1963) ・廃棄物処理法(1970) ・廃棄物処理法改正(1976) 	公害問題と生活環境の保全	循環型社会の構築
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域臨海環境整備センター法(1981) ・浄化槽法(1983) 		
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質(ダイオキシン類含む)対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法改正(1991) ・産業廃棄物処理特定施設整備法(1992) ・バーゼル法(1992) ・環境基本法(1993) ・廃棄物処理法改正(1997) ・家電リサイクル法(1998) ・ダイオキシン類対策特別措置法(1999) 		
2000年代～	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成を目指した3Rの推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法(2000) ・建設リサイクル法(2000) ・食品リサイクル法(2000) ・廃棄物処理法改正(2000) ・PCB特別措置法(2001)1997) ・自動車リサイクル法(2002) ・産廃特措法(2003) ・廃棄物処理法改正(2003～06、10) ・家電リサイクル法(1998) ・プラスチック資源循環法(2021) 		

1.近代化以降の状況(1800年代後半～1900年代前半)–汚物掃除法の時代–

【汚物掃除法の制定】

・開国以降、都市への人口移動と貿易拡大に伴い、伝染病が流行。コレラは数万人の死者を出す流行が頻発、1896年にはペストが横浜港に上陸。

→公衆衛生改善のため、1900年に汚物掃除法が制定。

【1900年から1920年代のごみ処理】

・ごみを積み上げて火を放ち、その上に又ごみを積み上げて延々と燃やすという「露天焼却処理(野焼き)」が一般的。

【1930年代からのごみ処理】

1930年:手数料の徴収、厨芥・雑芥の2分別収

集、焼却の猶予を廃止(焼却の義務化)

1933年:深川塵芥処理工場が稼働したが、広範

囲におよぶ大気汚染と大量のハエが発生。

1941年:戦時下、施行規則改正により3分別収

集(可燃・不燃・厨芥)に変更、焼却義務は放棄され、再生利用へと転換。



ごみを野外で焼却(1910年頃)



深川焼却場の煙害(1933年)



大八車(人力)によるごみ収集は、1910年代から1965年頃まで行われた。

2.戦後(1945年～1950年代)-清掃法の時代-

【戦後復興から経済成長期のごみ処理】

- ・戦災跡のがれき等と投棄された汚物の一掃が急務。経済発展、都市への人口集中に伴い、都市ごみが急増し、ごみの河川・海洋投棄や野積みにより、ハエや蚊が大量発生⇒伝染病拡大等の公衆衛生問題に発展



戦災がれきの処理が急務(1945年)



ごみの島・夢の島(1950年代)

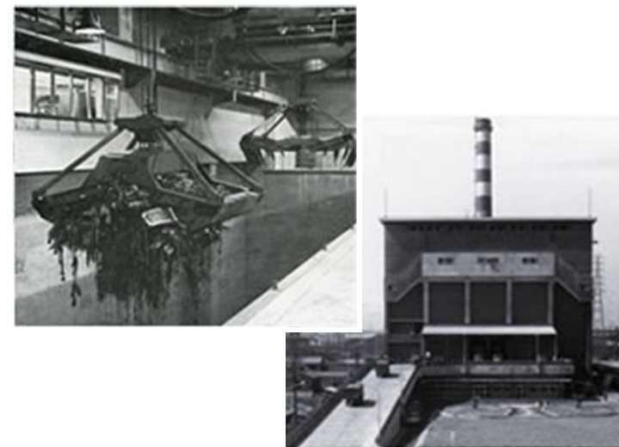
【清掃法の制定】

- ・清掃行政における各主体(国、地方自治体、国民)の役割分担、連携の仕組みを整備し、都市ごみ問題の抜本的解決を図るため、1954年に「清掃法」が制定された。

【清掃法の後-施設整備-】

1963年：「生活環境施設整備緊急措置法」が制定。

- ・1965年に「生活環境施設整備五カ年計画」により、ごみの焼却施設等の処理施設の整備方針を定めたことを契機に、各都市でごみ焼却施設の導入が促進。
- ・今現在も廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき5年ごとに「廃棄物処理施設整備計画」が策定されている。



全国初の機械化炉(大阪市住吉工場)(1963年)

3.高度成長期(1960~1970年代)-廃棄物処理法の時代-

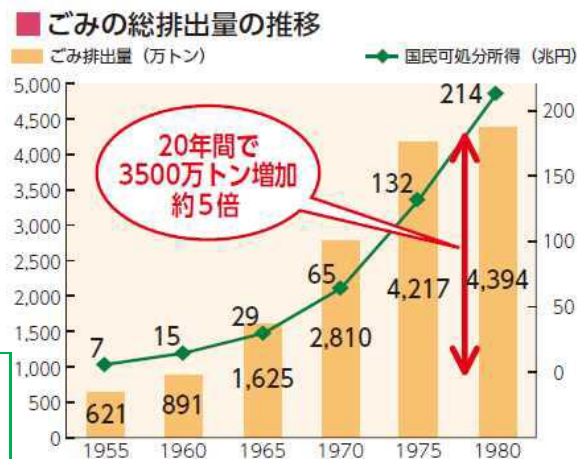
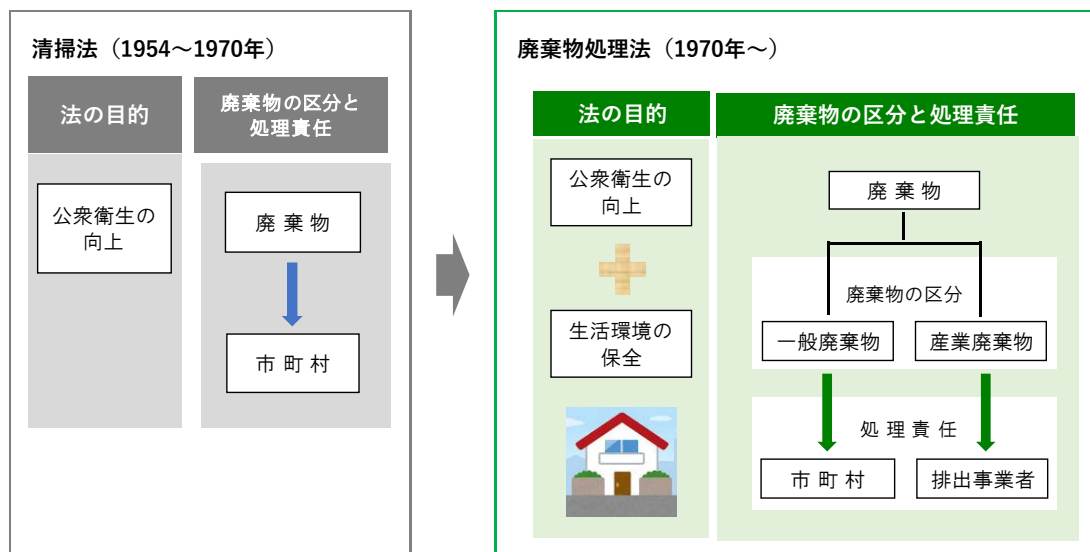
【経済成長期のごみ処理】

- ・高度経済成長に伴い、大量生産・大量消費型の経済構造に進展。⇒都市ごみの更なる急増・多様化
- ・大量の建設廃材が道路・河川敷に不法投棄が発生。⇒産業廃棄物処理の問題
- ・急速な工業化により、工場等から有機水銀、カドミウム等の有害廃棄物が排出
⇒周辺住民に甚大な健康被害をもたらす公害問題(水俣病・イタイタイ病)に発展
- ・公害関係法を総合的に推進・運用することを目的に、1971年に環境庁が設置された。

【廃棄物処理法の制定】

- ・産業廃棄物を盛り込んだ廃棄物全体の処理責任や処理基準を明確化し、廃棄物処理の基本体制を整備するため、1970年のいわゆる公害国会において、他の公害関係法と同時に、清掃法を全面的に改正。
⇒「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)が制定

廃棄物処理の基本体制の整備



- ・廃棄物を「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに区分。
一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については排出事業者が処理責任を有することを新たに規定。
- ・公衆衛生問題対策としての廃棄物処理に加え、公害問題への取組も含めた「生活環境の保全」を目的とすることを明示した。

【循環型社会の構築】の時代

4.高度成長期～バブル期(1980年代～1990年代前半)

【廃棄物問題の深刻化】

・量、質両面での廃棄物問題の拡大

⇒バブル景気により、廃棄物排出量の急増、大型化した家電製品と適正処理が困難な廃棄物の出現や容器包装(飲料缶、紙パック、ペットボトル、食品トレイ、レジ袋など)の使用拡大、廃棄物の種類がより一層多様化した。

・重金属やダイオキシン類等による環境汚染問題

⇒焼却施設から発生するダイオキシン類への不安から、住民の焼却施設に対する不安が拡大、焼却施設建設反対運動が高まった。

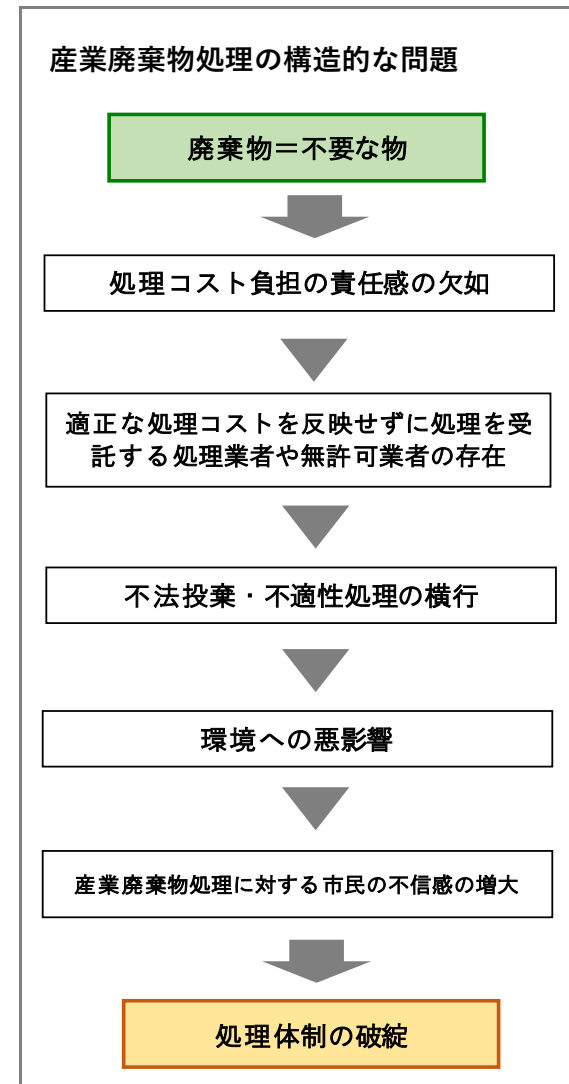
・悪質な処理業者による不適正処理の横行

⇒産業廃棄物の処理において、適正な処理を行うことができるか確認せずに安く請け負う処理業者へ安易に委託する排出事業者が現れ、不法投棄等による不当利益を得るため悪質な処理業者や無許可業者による廃棄物の不法投棄等が横行。結果、重大な環境汚染が引き起こされた。

→市民の間に産業廃棄物や処理施設に対する不信感が増大

・土壌汚染等の原状回復のため多額の費用が発生

⇒大規模不法投棄事案の影響は大きく、不法投棄の未然防止・拡大防止等の対策が求められた。



5.1990年代～2000年代-循環型社会への移行-

【廃棄物処理法の改正】

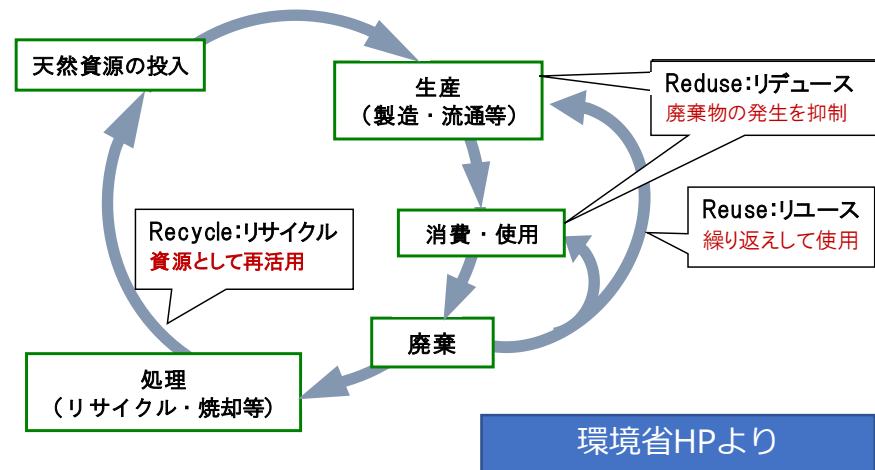
- ・廃棄物の発生量が増加し続けている問題やそれに伴う最終処分場の不足等の問題の抜本的解決を図るため、施策の重点がごみの排出量そのものの抑制へと移行。
⇒1991年の廃棄物処理法の改正で、廃棄物の排出抑制と分別・再生(再資源化)が法律の目的に追加された。

【循環型社会形成推進基本法の制定】

- ・「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済システムから脱却し3Rの実施と廃棄物の適正処分が確保される循環型社会の形成を推進するため、2000年に循環型社会形成推進基本法を制定。
- ・第四次循環基本計画においても、冒頭に「環境保全は人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題」として、環境保全の重要性と環境保全を前提とした循環型社会の形成としての考え方を示している。
- ・循環型社会の形成に向けた基本原則を示し、容器リサイクル法、家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法を次々に制定した。

- ・環境行政の総合的展開やグローバル化へ対応を図るため2001年に環境省が発足した。
- ・市民、国、地方自治体、事業者と一体となり、ごみ減量化、各種リサイクル法に準拠する形で資源ごみの分別回収が進展。
- ・産業廃棄物処理に関しては、排出事業者責任の徹底のためマニフェスト制度が強化された。

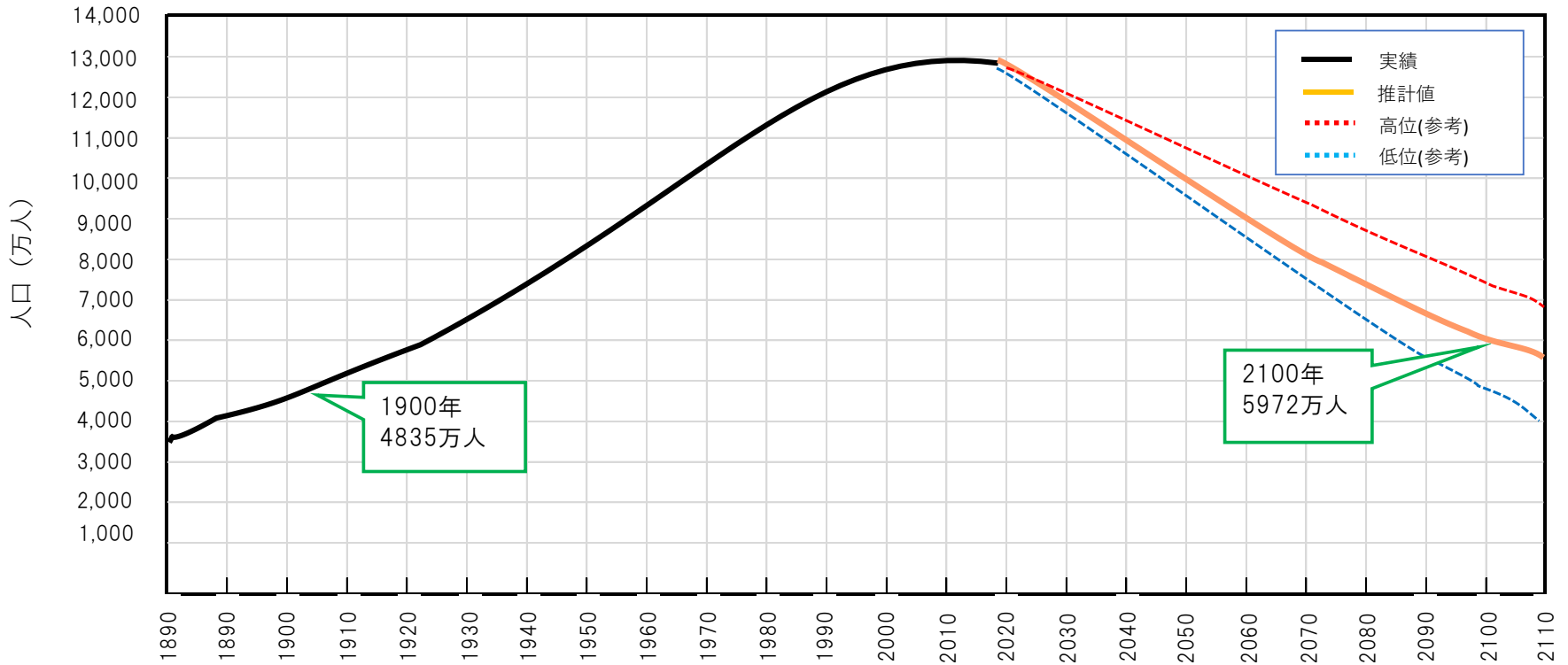
廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会 (循環型社会形成推進基本法(平成12年6月公布、13年1月完全施行) 第二条)



環境省HPより

人口減少・少子高齢化の進行①

日本の将来推計人口



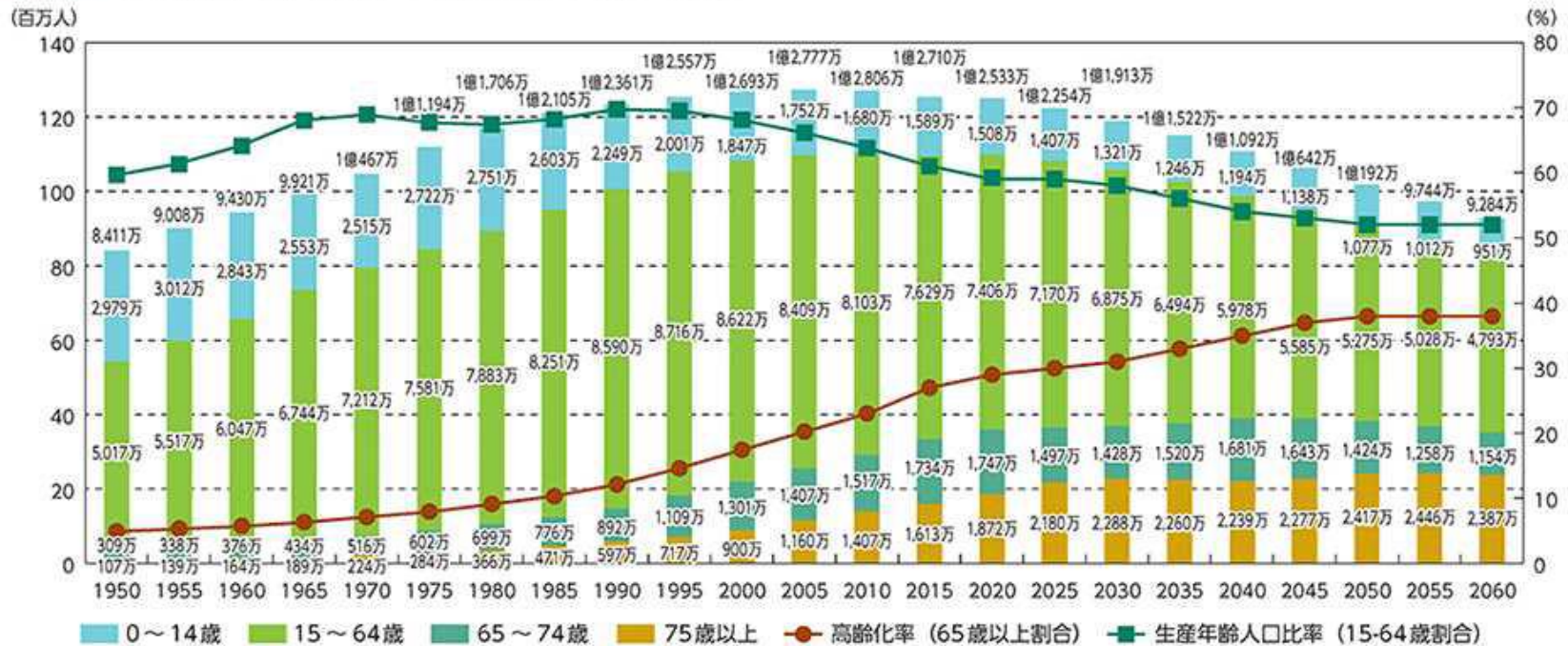
年	2014(実績)	2020	2030	2040	2050	2060	2070	2080	2090	2100	2110
推計値 (万人)	12,724	12,533	11,913	11,092	10,192	9,284	8,323	7,430	6,668	5,972	5,343
推計値 (万人)	12,724	12,609	12,187	11,511	10,754	10,038	9,257	8,520	7,936	7,410	6,919
推計値 (万人)	12,724	12,456	11,652	10,695	9,669	8,601	7,494	6,484	5,599	4,791	4,091

人口減少・少子高齢化の進行②

○日本の総人口は2010年の1億2,806万人をピークに減少⇒2060年には9,284万人に

○2060年に高齢化率は約4割、生産年齢人口は1995年の約半分に

図1-2-1 世代別人口、高齢化率、生産年齢人口比率の推移

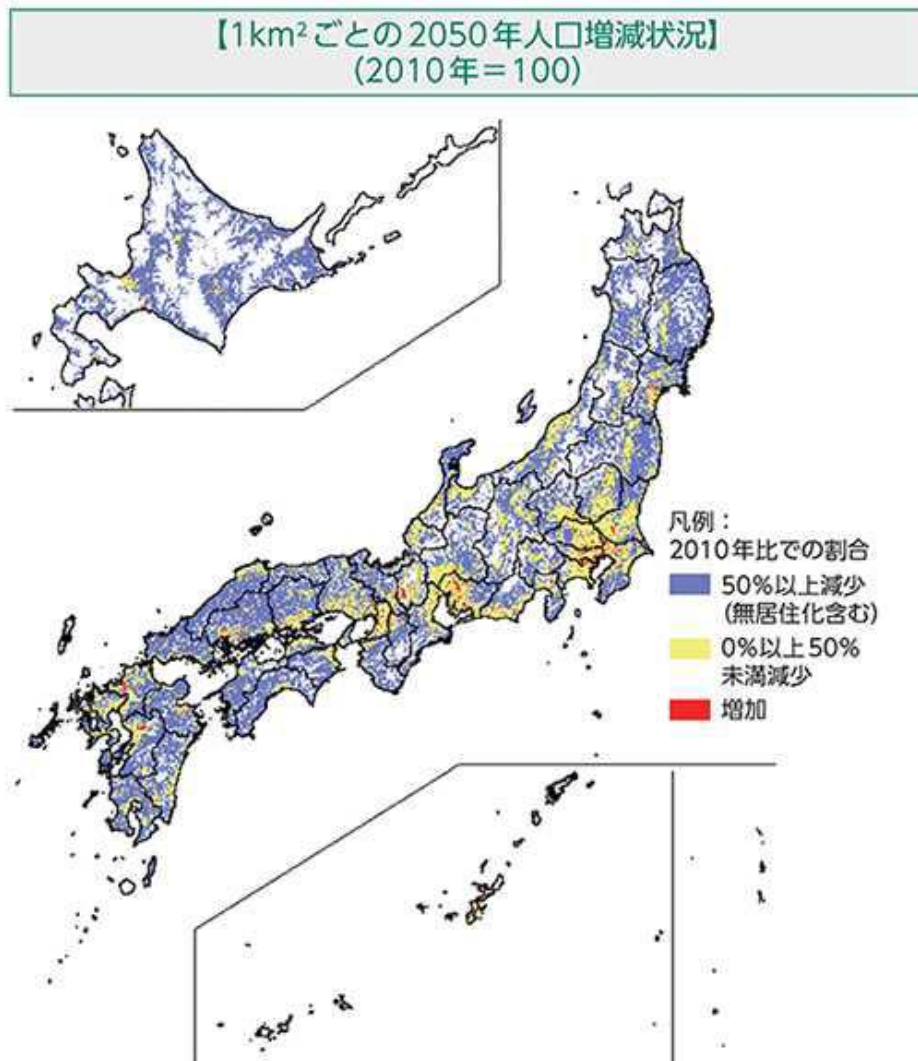


注：1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

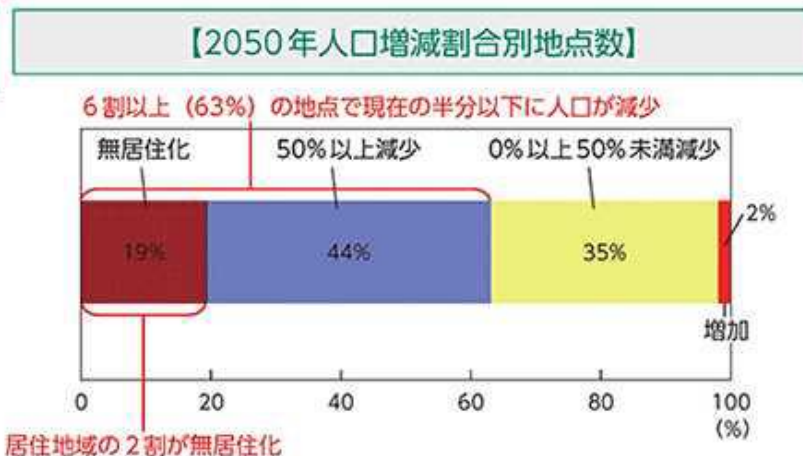
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

人口減少・少子高齢化の進行③

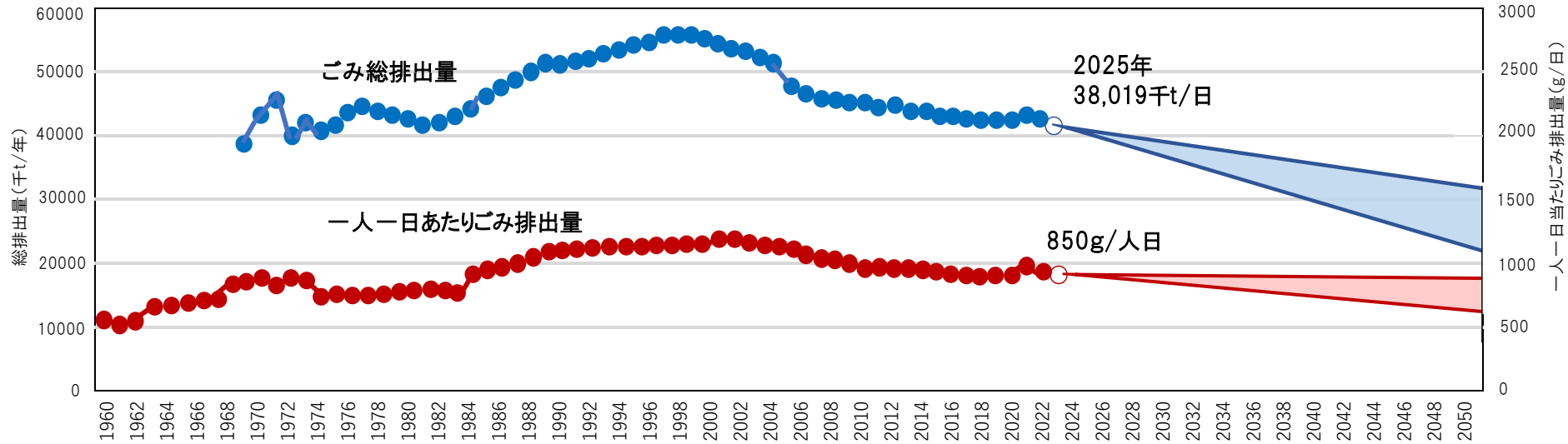
図 1-2-2 2050年の人口増減状況



資料：国土交通省「国土のグランドデザイン2050」



将来の一般廃棄物の予測量



2025年～2050年予測

①一人一日当たりごみ排出量

2025年:第四次循環型社会形成推進基本計画における2025年度目標値

2026～2050年:【上限】2025年度の排出量から変化なし

【下限】2009年～2017年実績(※1)と2025年目標値の減少率から推計

②ごみ総排出量

2025年:一人一日当たりごみ排出量に推計人口(※2)を乗じて算出

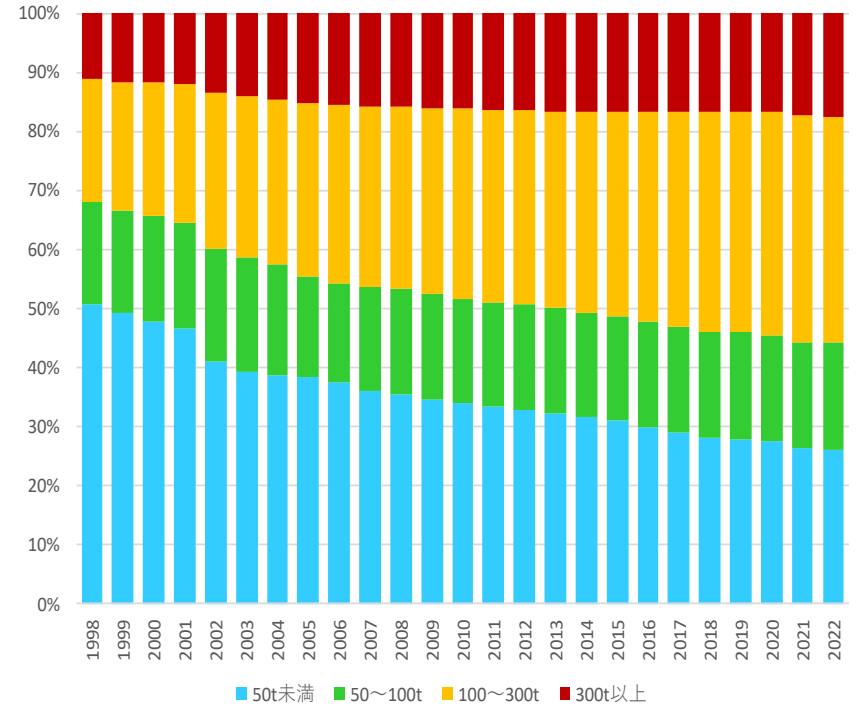
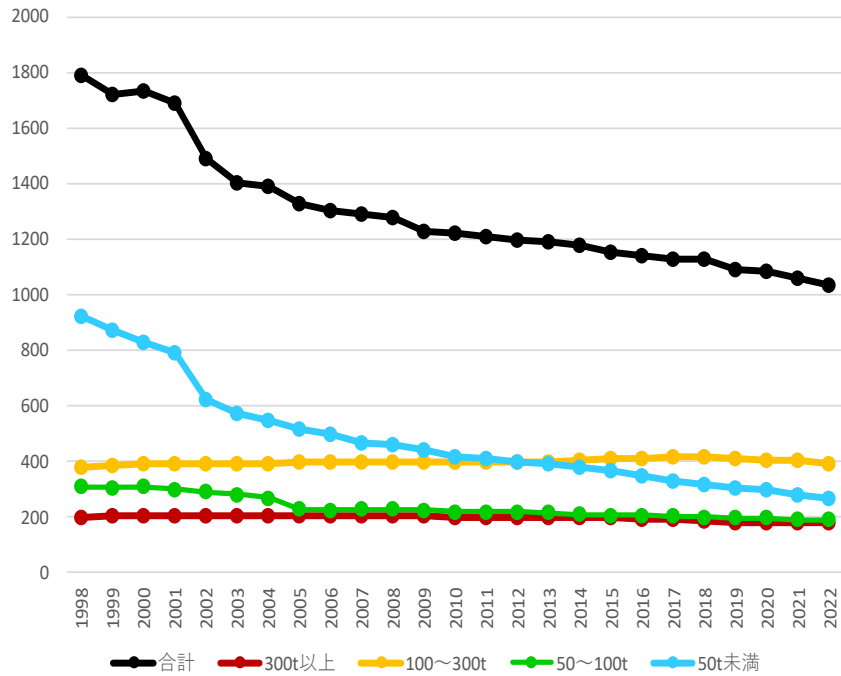
2026～2050年:【上限】一人一日当たりごみ排出量上限値(変化なし)に推計人口(※2)を乗じて算出

【下限】一人一日当たりごみ排出量下限値(推計値)に推計人口(※2)を乗じて算出

※1:一般廃棄物処理事業実態調査

※2:国立社会保障・人口問題研究所による平成29年度推計

将来の一般廃棄物の予測量

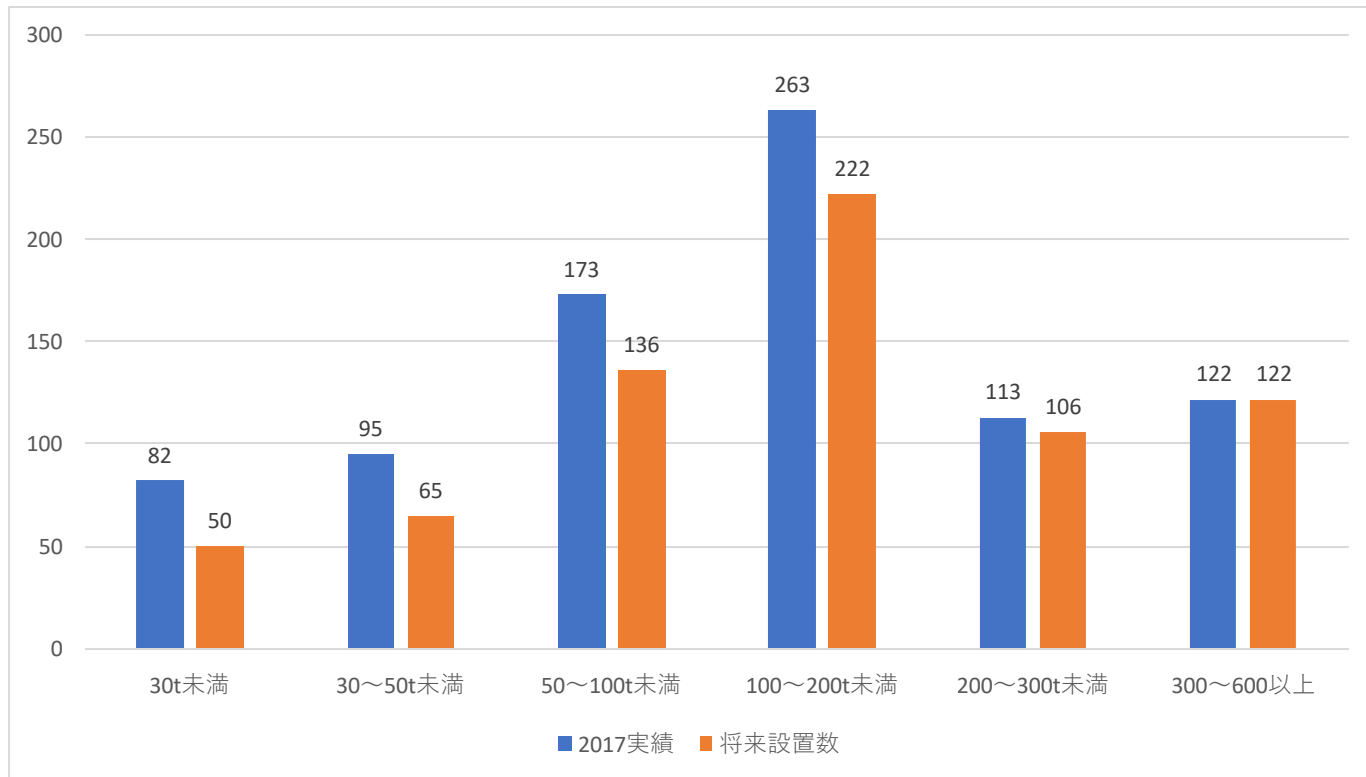


※ 一般廃棄物処理事業実態調査より

将来のごみ焼却施設数（想定）

1日当たり処理能力
規模別施設数(離島除く)

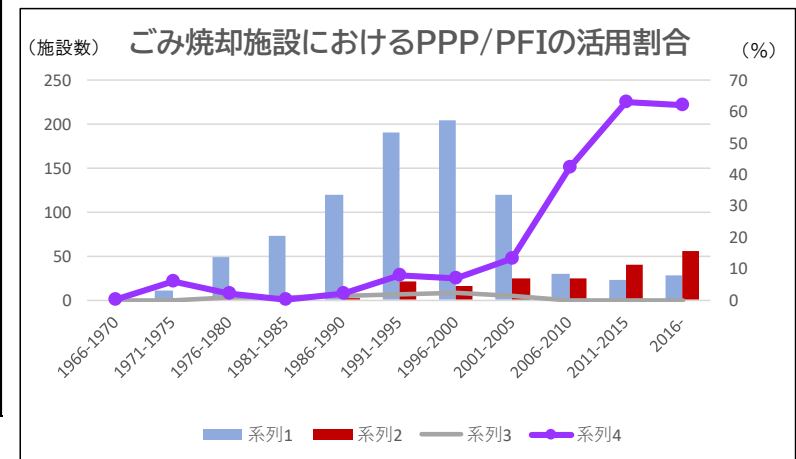
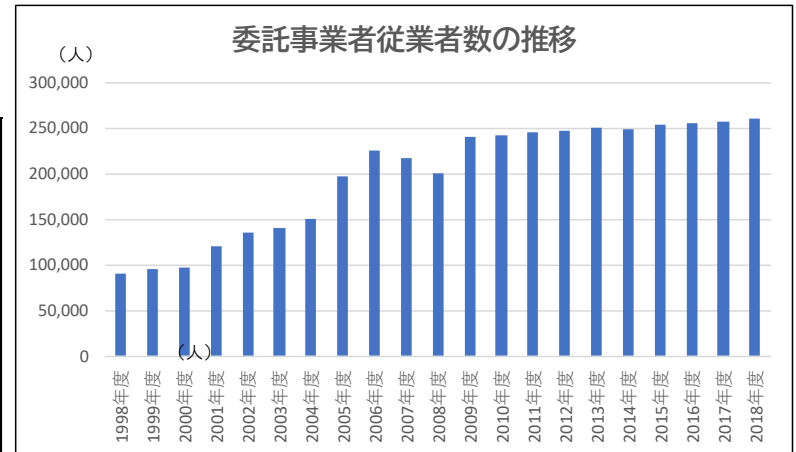
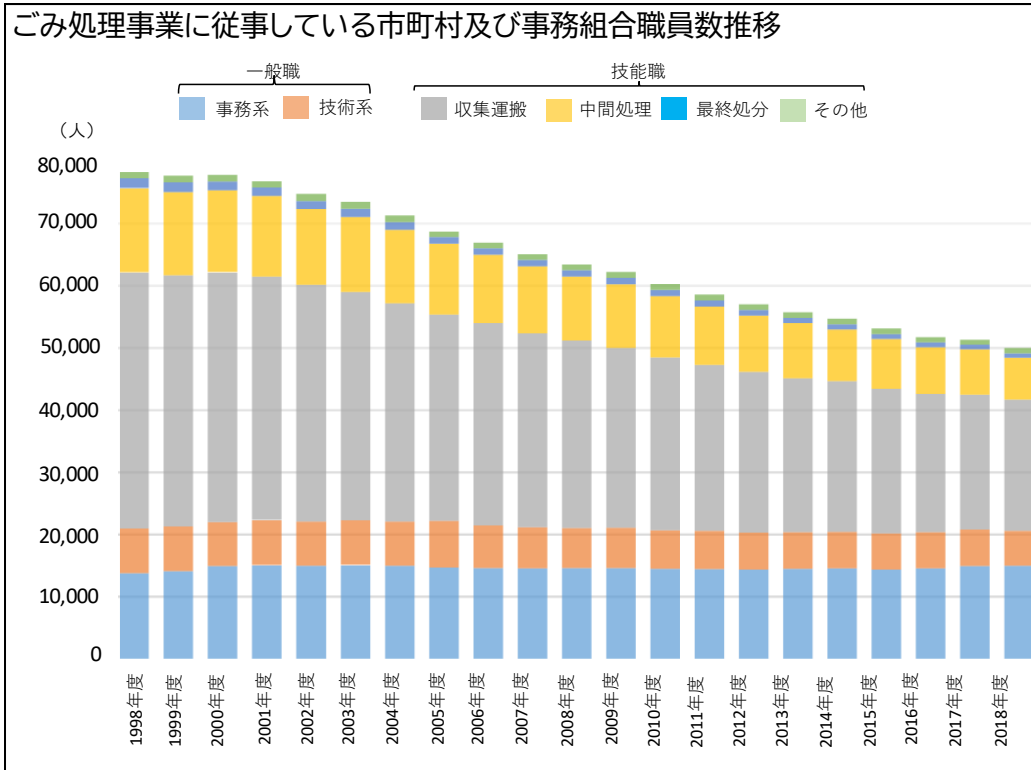
2017年度実績897 → 将来749



※ 環境省令和元年度都道府県へのアンケート調査結果より
広域化計画等で方向性が明らかになっているもの

人材・財政制約の影響

●PPP・PFIの活用割合が増加する一方、市町村においては、ごみ処理事業に従事している職員数が減少している。また、委託・許可事業者の従業員数は増加している。



※ 一般廃棄物処理事業実態調査

清掃工場の現状と課題

1. 廃棄物の歴史と将来の動向
2. 清掃工場の現状と課題
3. 一部事務組合について
4. 災害事故ゼロの取り組み



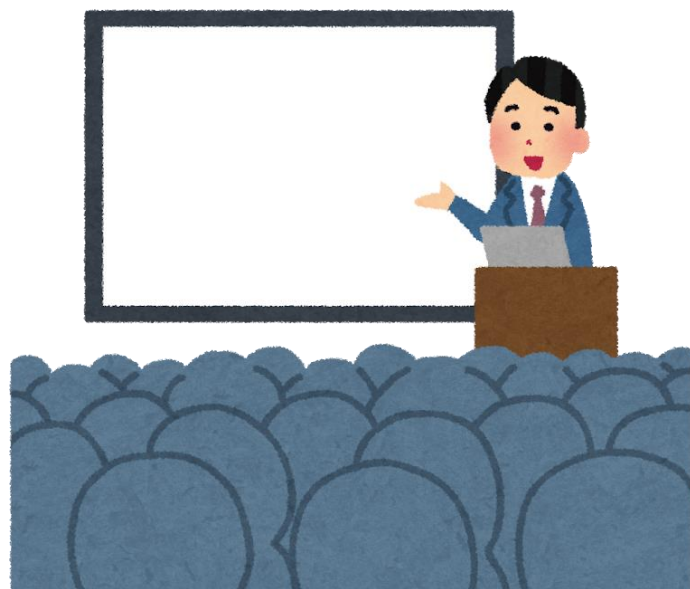
清掃工場の現状と課題①

【中間処理施設の理解】

中間処理(清掃工場)については直接市民との関わりを持つことは、収集・運搬と比較すると限られているといえる。

そのため、市民への理解を深めるため、近年の清掃工場は施設見学を受け入れるだけでなく、意見交換会や外部の催事に赴くなど広報活動に重点を置いている。

そうした場では、市民からの質問・意見などに答える他に、清掃工場がおかれている現状も伝えている。



清掃工場の現状と課題②

【不分別はハイリターン？】

清掃工場に運ばれたごみは焼却処理したエネルギーを還元している。しかし、不分別のまま焼却してしまうと、焼却炉を緊急停止せざるを得ないケースが多発している。

その際、多くの時間や費用がかかるだけでなく、収集にも大きなが・・・

操業停止となると清掃工場にごみを搬入することが出来ず、他の清掃工場への遠距離搬入が強いられ、定時収集を行うため追加で清掃車両を手配するコストなどが生じる。

これらの復旧費用はどこから出ているのか、当然ながら税金となる。一部の人が分別ルールに従わずに排出したため、住民福祉の向上に回せていた原資を、支払わなくてもよかったものに使用する形に・・・



清掃工場の現状と課題③

【近年の清掃工場建替え落札額(清掃一組)】

- ◇ 2010年 大田清掃工場 約186億円
- ◇ 2012年 杉並清掃工場 約263億円
- ◇ 2016年 光が丘清掃工場 約335億円
- ◇ 2017年 目黒清掃工場 約514億円
- ◇ 2023年 北清掃工場 約610億円



※ 清掃一組 の例

財政調整基金残高(貯金)2023年度 192億円 ⇒2034年度 189億円

組合債残高(借金)2023年度 787億円⇒2034年度 1,379億円

清掃工場の現状と課題について④

【清掃工場の今後】

清掃工場の多くは、1990年代に建てられた。清掃工場の平均寿命は25年程度。更新時期に差し掛かっている。

年々嵩む建設・運用費用、人口減と高齢化、災害時の防災拠点

AI活用、運転監視の高度化(どう故障に対応するか)

焼却処分から置き換える技術の確立
(バイオガス・水素源等)



清掃工場の現状と課題について⑤

【最終処分場について】

2020年度におけるごみの総排出量は4167万トン(生活系3002万t:事業系1165万t)

それらは中間処理により803万トンまで減容

そのうち再生利用を控除した364万tが最終処分場へ

一般廃棄物の最終処分場は全国に1602施設

現状の条件の下で埋立てが続いていけば、全国平均で22・4年しかもたない計算



清掃工場の現状と課題について⑤

【一貫性、統一性・一体性】

清掃事業は①収集・運搬、②中間処理、③最終処分の一貫性が不可欠

②と③を他の自治体に任せると自らの受け持つ範囲の適正化が最優先され、自治体間に組織間の壁も生じる

現実的な手段としては、市民、基礎的自治体、一部事務組合間のコミュニケーションが十分に取られるような事業形態を構築していく必要がある



清掃工場の現状と課題

1. 廃棄物の歴史と将来の動向
2. 清掃工場の現状と課題
3. 一部事務組合について
4. 災害事故ゼロの取り組み



1. 一部事務組合について

市町村等が行う仕事の一部を複数の市町村等が共同で事務を行う目的で設立する団体を一部事務組合(一組)という。

全国には1,409の一組があり、うち34.2%の437団体がし尿・ごみ処理の組合となっている。

広域連合と一組の違いは、複数の市町村等が共同で行う目的で設立することは一部事務組合と同じであるが、市町村等と異なる事務を持ち寄って、広域連合で処理することが可能なこと。また、設置・運営のための条件が多い点、大きな権限(独自の行政運営ができる権限)を与えられている点などに違いがある。

2. 一部事務組合について

一組の起源は1900年代に遡る。一組は行政の合理化・効率化を図りたい自治体同士によって有効な手段として用いられてきた。一方で、その組織や運営に関する批判も多い。

利点として、一組のプロパー(直接雇用職員)は異動も一組内であることから事業の部門の知識と経験が豊富である。

欠点として、管理者(市町村)と副管理者(一組)から執行者が決まるが、それぞれ自治体の首長なので、基本は合意の上で施策は決定するが、どちらかが反対すれば不成立となる。しかし、自主的な財政基盤(分担金・補助金)の確立が難しいことから一組自らのイニシアティブを発揮しにくい。

3. 一部事務組合について

一組は、表面的には関連市町村による事務を共同で処理するために設立されたものであるが、これまでの歴史と沿革から、国策としての合併を進めるためのツールとして用意されたと言える。

実態として、一組の分掌事務を見ると、いわゆる迷惑施設に関するものが大半を占めている。ごみ関連施設、火葬場、下水道施設をすべての市町村が持つことは、経費の面からやむを得ない選択肢のひとつとなっている。

しかし、さらなる経費削減を目標に、業務が民間委託や指定管理となり、職員が管理するという体制が進んでいる。現場が遮断され、専門性が生かされなくなり、現場の経験・情報はブラックボックス化し、住民に情報が届かなくなるおそれがある。一組の持っている力を活かすのか、それとも主体性の発揮できない一組で終わるのか、その展開は当局、議会、労働組合、住民の力にかかっている。

清掃工場の現状と課題

1. 廃棄物の歴史と将来の動向
2. 清掃工場の現状と課題
3. 一部事務組合について
4. 災害事故ゼロの取り組み



清掃工場で発生した災害事故

清掃一組職員の死亡災害事故

	年月日	発生施設	発生原因
1	1963年12月13日	板橋清掃工場	足部に釘を踏み抜き
2	1964年5月16日	板橋清掃工場	搬入車と鉄柱に挟まれる
3	1964年9月2日	葛飾清掃工場	クレーンからピットに転落
4	1968年5月30日	世田谷清掃工場	フラッシングボックスの詰まり
5	1973年11月24日	北清掃工場	水蒸気による全身やけど
6	1976年6月25日	板橋清掃工場	水蒸気による全身やけどおよび墜落

清掃一組受託事業者の死亡災害事故

	年月日	発生施設	発生原因
1	1982年11月25日	杉並清掃工場	高さ3メートルからの墜落
2	1985年9月27日	足立清掃工場	溶断作業中に引火、全身やけど
3	1989年8月11日	千歳清掃工場	炉内から冷却水槽に転落
4	1990年8月9日	中防分別センター	コンベアの巻き込まれ
5	1994年12月1日	足立清掃工場	外壁塗装工事中
6	2001年2月15日	大田清掃工場	転落した枠組み足場の下敷き
7	2002年1月14日	新江東清掃工場	足場からの墜落
8	2002年5月7日	不燃ごみ処理センター	消火作業中に消防職員に引火、全身やけど
9	2004年4月23日	世田谷清掃工場	解体作業中に水槽に落下
10	2004年8月27日	中防そごみ破砕処理施設	作業中にホイールローダーに接触
11	2009年9月5日	品川清掃工場	コンベアへの巻き込まれ
12	2013年1月10日	新江東清掃工場	コンベアへの巻き込まれ
13	2017年8月27日	新江東清掃工場	クレーンからの墜落
14	2021年9月9日	中防処理施設	皮革破砕機への巻き込まれ

清掃工場で発生した災害事故

全国の死亡災害事故

	年月日	発生施設	発生原因
1	2006年7月24日	エコクリーンプラザみやざき	窒素ガスを吸引し、酸欠により死亡
2	2013年1月24日	新門司工場	足元の灰が崩れて転倒し灰に埋まり死亡
3	2013年11月21日	三条市清掃センター	点検作業中破砕機に巻き込まれ死亡
4	2016年3月21日	さいたま市東部環境センター	清掃作業中に灰が落下し生き埋めとなり死亡
5	2016年11月12日	赤穂市美化センター	急に動き始めた機械に挟まれ死亡
6	2017年1月9日	岐阜工場	粉砕機の内部を確認しようとして誤って転落し死亡
7	2022年11月25日	鳥越クリーンセンター	腐食した鉄製の扉の下敷きになり死亡
8	2022年11月29日	京都市南部クリーンセンター	ダンパーゲートが頭部に接触し死亡
9	2023年10月22日	クリーンプラザ中濃	粉砕ごみピットに入ったところ死亡

これまでの災害ゼロの取組

- 災害事故の再発防止には事故原因を究明し、設備の改善とした対策を施し、作業手順マニュアルなどを改定が有効とされている。また、事故を教訓に、経緯や危険性について綿々と次世代の職員に引き継ぐことが大切。



1976年7月3日 朝日新聞記事

- しかし、過去には直営職員の死亡災害事故が発生している。特に1968・73・76年、と類似の事故で職員が3人亡くなったことに対し、東京清掃労働組合は、「私たちは労働力を売るが、命までは売っていない」として、全職場で1時間のストライキ行動を展開した。
- その後、4年間にも及ぶ長い協議の末、使用者の東京都清掃局に「安全10項目」を制定を1980年に労使で確認。以来、職員の死亡事故が発生していないことは大きな成果としている。

安全10項目の内容

1	シュート等の詰り解除等危険作業の場合は、炉を停止し安全な温度まで降温のうえ作業すること。(安全温度とは 55℃ 以下をいう。)
2	上記降温を行った後でもなおかつ不測の事故を考慮し、管理責任、救急対策等から日曜、祭日、2直時においては、1項に記載する作業は行わないこと。
3	主灰シュート詰り対策、ホッパーブリッジ解除装置を早急に取付けること。
4	非常災害時における対応の教育を行い、避難通路の確保と整備を行うこと。
5	有害、酸欠対策を再点検し、施設改善を行うなかで、可能な限り事故発生を抑え、なおかつ安全保護具を必着させること。また、特別健康診断の枠を広げ、全員対象とすること。
6	工場における作業は、各種免許を必要とするものが多くあるが、実情は無資格、無免許作業が恒例化している。そして、このことが安全作業追及のうえに、大きな障害となっている。局の責任で必用な教育、免許取得を行わせる。
7	工場災害に多く見られる火傷の場合、一般の救急病院では対処できない事が多い。各工場の最寄りの都立又は国立病院を指定医療機関としてもらいたい。
8	新規採用、配転等により新しく工場に配置された職員については、一定期間を設け、完全な安全教育を行うこと。
9	24時間稼働している工場における管理責任者を明確にすること。
10	10.現在の各工場の搬入計画は公称能力によって行われており、実質的には焼却能力無視という矛盾したものになっている。早急に実態を調査し、焼却能力に合った搬入計画を作成すること。

安全10項目、清掃一組が正式に継承

各工場総括安全衛生管理者
中防処理施設管理事務所長 殿

22清総職第 1163
号平成23 年1 月20
日

一組安全衛生管理者
総務部長 本間 敏
幸
(公印省略)

「安全 10 項目」の取扱いについて（通 知）

平素より安全管理及び労働衛生対策について御協力いただきありがとうございます。さて、平成 21 年度一組安全衛生委員会（第 4 回・第 5 回）において、清掃工場等の安全管理の基本である「安全 10 項目」のあり方について提起があり、以来一組安全衛生委員会では、審議・検討を重ねてきました。

このことについて、各清掃工場等からの調査結果や幅広い意見を集約しながら慎重に審議・検討を行った結果、平成 22 年度第 5 回一組安全衛生委員会において、「安全 10 項目」の取扱いについて委員の全員一致により承認されました。

つきましては、一組安全衛生委員会における安全 10 項目見直しの検討結果の趣旨を御理解いただき、引き続き安全対策に万全を期されるようお願いいたします。

記

- 1 「安全 10 項目」の取扱いについて
別紙『「安全 10 項目」の取扱いについて』により、「安全 10 項目」策定の経緯や当時の状況などについて職員に周知徹底を図るとともに、各工場の安全作業要領を安全 10 項目の基本理念を反映させたものとする事。
こと。
- 2 各清掃工場においては、安全作業要領の内容が、「安全 10 項目」の基本理念が目指す安全性を担保する内容になっているかどうか定期的に検証し、他工場の安全作業要領と対比するなどの方法により安全性が高いものに見直しを図るよう心掛けること。
- 3 参考送付 「安全 10 項目」の経緯及び本文

2000年、清掃事業が東京都から23特別区に移管がなされた。

移管直後は、安全10項目を知っている職員が多く存在したが、時が経つにつれて10項目を反故にする作業が、見受けられるようになった。

危機感を強めた、労働組合は安全衛生委員会の場で、安全10項目の経緯・理念を改めて職員に周知徹底するよう使用者側に申入れた結果、総務部長から各職場に周知を図るよう通達がなされた。



水蒸気爆発後の灰シートの様子



焼却炉内温度測定（杉並工 2006）

安全10項目、労組としての継承

労働組合として、「安全10項目」の継承を図るため、成立に至った経緯やこれまでに清掃工場等で発生した災害記録。労働安全衛生法の項目・規則・規程、考え方をまとめた「安全ノート」を2016年に発行した。

(2023年改訂版発行)



今後の災害ゼロへの取組 ①

1976年以降、直営職員の死亡災害事故は発生していない。しかし移管以降、工場運営に関わる業務委託が拡大の一途を辿り、全ての係を経験していない職員も増え、機器の操作においてもソフト頼みになり、現場感覚が養われる機会が奪われるなど清掃工場の安全管理体制が危うい状態になりつつある。そのため、全ての係業務が経験できるジョブローテーションは、安全の観点からも必須である。併せて、ジョブローテーションを可能にする直営職場の確保を労働組合として求めきた。

一方、清掃一組契約の工事や委託での受託労働者の死亡事故は9件に至っている。これらの痛ましい事故を踏まえ、発注元である清掃一組は委託・工事を発注する際には請負先の労働者の安全が最大限確保される内容で契約を行わなければならない。



不燃物撤去作業(豊島清掃工場)

今後の災害ゼロへの取組 ②

清掃工場はあらゆる危険が存在する職場である。一步間違えば重大災害の危険がある。人は自分の身を守るための努力をするが、ミスを犯すのも人の属性である。この考え方から人は守られるべきものとして安全装置が発展し、法的には使用者責任が定められた。

そのため、事故が発生した際は、労使で徹底した究明を行い、再発防止に向けた取り組みを行わなければならない。

また、労働組合の役割の一つとして、発注者・請負者の枠組みを取り払い、同じ清掃事業で働く労働者として、情報の共有化などを図り、安全な作業ができる環境をお互いに構築していくことが求められている。



清掃工場の現状と課題

ご清聴ありがとうございました。

参考資料

- 東京都清掃事業100年史
平成12年 3月 東京都環境整備公社
- 東京二十三区清掃一部事務組合HP
- 環境省HP

職種別ウェブ学習会（清掃職場） アンケート

【現業評議会】職種別ウェブ学習会（清掃職場）へのご参加ありがとうございます。
ました。

今後の参考とするため、参加者のみなさまからのアンケートのご協力をお願いいたします。QRコードよりアクセスし、ご回答ください。（所要3分）

【URL】

<https://forms.gle/NXKfCx5VLvAEVFk59>



携帯電話のカメラにQRコード読み取り機能がない場合は、左図の通りLINEホーム画面のQR読み取りからもアクセスできます。

双方とも不可である場合は事務局へご相談ください。